

109 短期入所療養介護費

点検項目	点検事項	点検結果	
介護老人保健施設における短期入所療養介護費			
夜勤減算	夜勤を行う看護又は介護職員 2 人以上（利用者等の数が40人以下は 1 以上）	☐ 満たさない	
	ユニット型・・・2ユニットごとに夜勤を行う看護又は介護職員 1 以上	☐ 満たさない	
定員超過減算		☐ 該当	
人員基準減算		☐ 該当	
ユニットケア減算	日中常時 1 名以上の介護又は看護職員の配置	☐ 未配置	
	ユニットごとに常勤のユニットリーダーの配置	☐ 未配置	
身体拘束廃止未実施減算	身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入院患者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録	☐ 未実施	
	身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る	☐ 未実施	
	身体的拘束等の適正化のための指針を整備	☐ 未実施	
	介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施	☐ 未実施	
高齢者虐待防止措置実施の有無	次あげるすべての高齢者虐待防止に関する事項を運営基準に規定し、措置を講じていること	☐ 該当	
	高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催	☐ 該当	
	高齢者虐待防止のための指針を整備	☐ 該当	

点検項目	点検事項	点検結果		
	高齢者虐待防止のための年1回以上の研修を実施	☐	該当	
	高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者の選定	☐	該当	
業務継続計画策定の有無	運営基準に規定する業務継続計画の策定等の措置を講じていること	☐	あり	業務継続計画の策定
室料相当額控除	室料相当額控除を実施している	☐	該当	
	本体介護老人保険施設において、算定月の属する介護保険計画期間の前の期間の最終年度(第9期は令和6年度)において介護保険施設サービス費(Ⅱ), (Ⅲ), (Ⅳ)を算定した月が(Ⅰ)を算定した月より多い	☐	該当	
	療養室に係る床面積の合計を入所定員で除した数が8以上である	☐	該当	
夜勤職員配置加算	夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が ①利用者数等41以上の場合、利用者数等20毎に1、かつ2名超えて配置 ②利用者数等40以下の場合、利用者数等20毎に1、かつ1名超えて配置	☐	該当	
個別リハビリテーション実施加算	医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が利用者に20分以上の実施	☐	該当	
	医師、看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が共同して利用者ごとに個別リハビリテーション計画を作成	☐	該当	
認知症ケア加算	認知症の利用者と他の利用者とを区別している	☐	該当	
	専ら認知症の利用者が利用する施設	☐	該当	
	入所定員は40人を標準とする	☐	該当	
	入所定員の1割以上の個室を整備	☐	該当	

点検項目	点検事項	点検結果		
	入所定員 1 人当たり 2 m ² のデイルームを整備	☐	該当	
	家族に対する介護技術や知識提供のための30m ² 以上の部屋の整備	☐	該当	
	単位毎の利用者が10人を標準	☐	該当	
	単位毎の固定した介護職員又は看護職員配置	☐	該当	
	ユニット型でないこと	☐	該当	
認知症行動・心理症状緊急対応加算	利用者に認知症の行動・心理症状が認められ、緊急に短期入所療養介護が必要と医師の判断、介護支援専門員、受入事業所の職員との連携、利用者又は家族の同意を得て短期入所療養介護を開始	☐	該当	
	病院又は診療所に入院中の者、介護保険施設等に入院又は入所中の者、認知症対応型共同生活介護等を利用中の者が、直接、短期入所療養介護の利用を開始していない	☐	該当	
	医師が判断した日又はその次の日に利用開始	☐	該当	
	利用開始日から 7 日を限度に算定	☐	該当	
	判断した医師が診療録等に症状、判断の内容等を記録	☐	該当	
	介護サービス計画書による記録	☐	該当	
緊急短期入所受入加算	居宅で介護をうけることができず、当該日に利用することが居宅サービス計画されていない	☐	該当	
	居宅介護支援事業所の介護支援専門員が緊急の必要性及び利用を認めている	☐	該当	
	利用理由・期間・対応などの事項を記録	☐	あり	
	緊急利用者の変更前後の居宅サービス計画の保存	☐	あり	
	緊急受入後の適切な介護のための介護支援専門員との連携	☐	あり	
	7 日を限度に算定（利用者の日常生活上の世話を行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日）	☐	該当	

点検項目	点検事項	点検結果		
	受入窓口の明確化	☐	あり	
	空床情報の公表	☐	あり	
	「認知症行動・心理症状緊急対応加算」を算定していない	☐	該当	
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症利用者ごとの個別担当者	☐	該当	
	利用者に応じた適切なサービス提供	☐	実施	
	「認知症行動・心理症状緊急対応加算」を算定していない	☐	該当	
重度療養管理加算	利用者が要介護4又は要介護5	☐	該当	
	以下(イ)～(リ)のいずれかの状態	☐	いずれかに該当	
	(イ)喀痰吸引(1日8回以上実施日が月20日を超える)		☐ 該当	
	(ロ)人工呼吸又は間歇的陽圧呼吸(1週間以上)		☐ 該当	
	(ハ)中心静脈注射		☐ 該当	
	(ニ)人工腎臓(週2日以上)かつ重篤な合併症		☐ 該当	
	(ホ)心機能障害、呼吸障害等で常時モニター測定		☐ 該当	
	(ヘ)膀胱・直腸の機能障害が身障者4級以上、かつ、ストーマ実施の利用者に、皮膚の炎症等に対するケアを実施		☐ 該当	
	(ト)経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養		☐ 該当	
	(チ)皮下組織に及ぶ褥瘡に対する治療		☐ 該当	
	(リ)気管切開が行われている状態		☐ 該当	
	計画的な医学的管理を継続	☐	あり	
	療養上必要な処置を提供	☐	あり	
	医学的管理の内容等を診療録に記載	☐	あり	
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)	在宅復帰指標率が40以上	☐	該当	
	地域貢献活動	☐	該当	

点検項目	点検事項	点検結果		
	介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)(iii)又はユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)、経過型ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)を算定している	☐	該当	
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)	在宅復帰指標率が70以上	☐	該当	
	介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)(iv)又はユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)、経過型ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)を算定している	☐	該当	
送迎加算	利用者の心身の状態等が送迎を必要と認められる状態	☐	あり	
特別療養費	指導管理等のうち日常的に必要な医療行為として実施	☐	あり	
療養体制維持特別加算(Ⅰ)	転換を行う直前において、療養型介護療養施設サービス費(Ⅰ)、療養型経過型介護療養施設サービス費、ユニット型療養型介護療養施設サービス費、ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費、認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ)又はユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ)を算定する指定介護療養型医療施設を有する病院であった介護老人保健施設又は療養病床を有する病院(診療報酬の算定方法の別表第1 医科診療報酬点数表に規定する療養病棟入院基本料1の施設基準に適合しているものとして当該病院が地方厚生局長等に届け出た病棟、基本診療料の施設基準等の一部を改正する件による改正前の基本診療料の施設基準等第5の3(2)イ②に規定する20対1配置病棟又は新基本診療料の施設基準等による廃止前の基本診療料の施設基準等第5の3(2)ロ①2に規定する20対1配置病棟を有するものに限る。)であった介護老人保健施設	☐	該当	
	介護職員の数が常勤換算方法で、指定短期入所療養介護の利用者の数及び介護老人保健施設の入所者の合計数が4又はその端数を増すごとに1以上	☐	配置	

点検項目	点検事項	点検結果		
	定員、人員基準に適合	☐	あり	
療養体制維持特別加算 (Ⅱ)	算定日が属する月の前3月間における入所者等のうち、喀痰吸引又は経管栄養が実施された者の占める割合が100分の20以上であること。	☐	該当	
	算定日が属する月の前3月間における入所者等のうち、著しい精神症状、周辺症状又は重篤な身体疾患又は日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが頻繁に見られ、専門医療を必要とする認知症高齢者の占める割合が100分の50以上であること。	☐	該当	
総合医学管理加算	居宅サービス計画を担当する居宅介護支援事業所の介護支援専門員と連携し、利用に当たって利用者又は家族の同意を得ている	☐	該当	
	診断等に基づき、診療方針を定め、治療管理として投薬、検査、注射、処置等を行う	☐	該当	
	診療方針、診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載	☐	該当	
	利用終了日から7日以内に、利用者の主治の医師に対して、利用者の同意を得て、診療状況を示す文書を交付すること。交付した文書の写しを診療録に添付	☐	該当	
	緊急時施設療養費を算定していない	☐	該当	
口腔連携強化加算	利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うに当たって、診療報酬の歯科点数表区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該従業者からの相談等に対応する体制を確保し、その旨を文書等で取り決めている	☐	該当	
	他の介護サービスの事業所において、当該利用者について、栄養状態のスクリーニングを行い、口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)を算定している場合を除き、口腔・栄養スクリーニング加算を算定していない	☐	該当	

点検項目	点検事項	点検結果		
	口腔の健康状態の評価の結果、居宅療養管理指導が必要であると歯科医師が判断し、初回の居宅療養管理指導を行った日の属する月を除き、指定居宅療養管理指導事業所が歯科医師又は歯科衛生士が行う居宅療養管理指導費を算定していない	☐	該当	
	当該事業所以外の介護サービス事業所において、当該利用者について、口腔連携強化加算を算定していない	☐	該当	

点検項目	点検事項	点検結果
2.（1）⑮ 訪問系サービス及び短期入所系サービスにおける口腔管理に係る連携の強化		
概要	【訪問介護、訪問看護★、訪問リハビリテーション★、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★、定期巡回・随時対応型訪問介護看護】 ★は介護予防も同様の措置を講じる場合 ○ 訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護において、職員による利用者の口腔の状態の確認によって、歯科専門職による適切な口腔管理の実施につなげる観点から、事業所と歯科専門職の連携の下、介護職員等による口腔衛生状態及び口腔機能の評価の実施並びに利用者の同意の下、歯科医療機関及び介護支援専門員への情報提供を評価する新たな加算を設ける。 【告示改正】	
単位数	<現行>（R5まで） なし ▶ <改定後>（R6から） 口腔連携強化加算 50単位/回（新設） ※1月に1回に限り算定可能	
算定要件等	○ 事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に、1月に1回に限り所定単位数を加算する。（新設） ○ 事業所は利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うに当たって、診療報酬の歯科点数表区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該従業者からの相談等に対応する体制を確保し、その旨を文書等で取り決めていること。	
 連携歯科医療機関 必要に応じて相談 訪問系サービス、短期入所系サービス事業者  口腔の健康状態の評価 看護師、リハビリテーション専門職、介護職員等 情報提供  歯科医療機関 +  介護支援専門員		
療養食加算	疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食の提供	□ 該当
	管理栄養士又は栄養士による食事提供の管理の実施	□ 該当

点検項目	点検事項	点検結果		
	利用者の状況により適切な栄養量及び内容の食事提供を実施	☐	該当	
	療養食の献立の作成	☐	該当	療養食献立表
	定員、人員基準に適合	☐	該当	
認知症専門ケア加算Ⅰ	入所者総数のうち介護を必要とする認知症者の対象者（日常生活自立度ランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者）の割合が2分の1以上	☐	該当	
	認知症介護に係る専門的な研修修了者を、対象者の数が20人未満の場合は1人以上、対象者が20人以上の場合は、1に当該対象者が19名を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えた人数を配置し、チームとしての専門的な認知症ケアの実施	☐	該当	
	従業者に対して認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的実施	☐	該当	
認知症専門ケア加算Ⅱ	入所者総数のうち介護を必要とする認知症者の対象者（日常生活自立度ランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者）の割合が5割以上	☐	該当	
	認知症介護に係る専門的な研修修了者を、対象者の数が20人未満の場合は1人以上、対象者が20人以上の場合は、1に当該対象者が19名を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えた人数を配置し、チームとしての専門的な認知症ケアの実施	☐	該当	
	従業者に対して認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的実施	☐	該当	
	認知症介護の指導に係る専門的な研修修了者を1名以上配置し、事業所又は施設全体の認知症ケアの指導等を実施	☐	該当	
	介護職員、看護職員毎の認知症ケアに関する研修計画の作成、当該計画に従い研修を実施（実施予定も含む）	☐	該当	

点検項目	点検事項	点検結果		
緊急時治療管理	利用者の病状が重篤となり救命救急医療が必要となる場合において緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行った	☐	該当	
	連続する3日を限度に算定	☐	3日以内	
	同一の利用者について月に1回まで算定	☐	1回以下	
特定治療	利用者の症状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情	☐	該当	
	診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一医科診療報酬点数表第1章及び第2章において、高齢者の医療の確保に関する法律第57条第3項に規定する保険医療機関等が行った場合に点数が算定されるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療を実施	☐	該当	
生産性向上推進体制加算（I）	(1) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認			
	(一) 業務の効率化及び質の向上又は職員の負担の軽減に資する機器（以下「介護機器」という。）を活用する場合における利用者の安全及びケアの質の確保	☐	該当	
	(二) 職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮	☐	該当	
	(三) 介護機器の定期的な点検	☐	該当	
	(四) 業務の効率化及び質の向上並びに職員の負担軽減を図るための職員研修	☐	該当	
	(2) (1)の取組及び介護機器の活用による業務の効率化及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する実績がある	☐	該当	
	(3) 介護機器を複数種類活用している	☐	該当	

点検項目	点検事項	点検結果		
	(4) (1)の委員会において、職員の業務分担の明確化等による業務の効率化及びケアの質の確保並びに負担軽減について必要な検討を行い、当該検討を踏まえ、必要な取組を実施し、及び当該取組の実施を定期的に確認している	☐	該当	
	(5) 事業年度ごとに(1)、(3)及び(4)の取組に関する実績を厚生労働省に報告している	☐	該当	
生産性向上推進体制加算 (Ⅱ)	(1) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認			
	(一) 業務の効率化及び質の向上又は職員の負担の軽減に資する機器（以下「介護機器」という。）を活用する場合における利用者の安全及びケアの質の確保	☐	該当	
	(二) 職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮	☐	該当	
	(三) 介護機器の定期的な点検	☐	該当	
	(四) 業務の効率化及び質の向上並びに職員の負担軽減を図るための職員研修	☐	該当	
	(2) 介護機器を活用している	☐	該当	
	(3) 事業年度ごとに(2)及びイ(1)の取組に関する実績を厚生労働省に報告している	☐	該当	
サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)	次の（１）又は（２）に該当	☐		
	（１）介護職員総数のうち介護福祉士の占める割合が１００分の８０以上	☐	該当	
	（２）介護職員総数のうち、勤続年数が１０以上の介護福祉士の割合が１００分の３５以上	☐	該当	
	定員、人員基準に適合	☐	該当	

点検項目	点検事項	点検結果		
	サービス提供体制強化加算（Ⅱ）及び（Ⅲ）を算定していない	☐	該当	
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	介護職員総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の60以上	☐	該当	
	定員、人員基準に適合	☐	該当	
	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）及び（Ⅲ）を算定していない	☐	該当	
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	次の（１）、（２）、（３）のいずれかに該当	☐	該当	
	（１）介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が100分の50以上	☐	該当	
	（２）看護・介護職員の総数のうち常勤職員の割合が100分の75以上	☐	該当	
	（３）利用者に直接サービスを提供する職員の総数のうち勤続年数7年以上の職員の割合が100分の30以上	☐	該当	
	定員、人員基準に適合	☐	該当	
	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）及び（Ⅱ）を算定していない	☐	該当	
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ【R8.6～】	●基本要件、○キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ、◇職場環境等要件(1)及び◎令和8年度特例要件を満たしている	☐	該当	
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ【R8.6～、R8.5まで加算Ⅰ】	●基本要件、○キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ及び◇職場環境等要件(1)を満たしている	☐	該当	
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ【R8.6～】	●基本要件、○キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ、◇職場環境等要件(1)及び◎令和8年度特例要件を満たしている	☐	該当	
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ【R8.6～、R8.5まで加算Ⅱ】	●基本要件、○キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ及び◇職場環境等要件(1)を満たしている	☐	該当	

点検項目	点検事項	点検結果		
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	●基本要件の(9)以外、○キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ及び◇職場環境等要件(2)を満たしている	☐	該当	
介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	●基本要件の(9)以外、○キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ及び◇職場環境等要件(2)を満たしている	☐	該当	
●基本要件	(1) 仮に介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)を算定した場合に算定することが見込まれる額の二分の一以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てている。	☐	該当	(月額賃金改善要件)
	(2) 介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事等に届け出ている。	☐	該当	
	(3) 介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施している。	☐	該当	
	(4) 事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告している。	☐	該当	
	(5) 算定日が属する月の前十二月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていない	☐	該当	
	(6) 労働保険料の納付が適正に行われている。	☐	該当	
	(8) (2)の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知している。	☐	該当	
	(9) (8)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。	☐	該当	
○キャリアパス要件Ⅰ (任用要件・賃金体系の整備等)	イ 介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めている。	☐	該当	

点検項目	点検事項	点検結果		
点検等	ロ イに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている。	☐	該当	
	ハ イ、ロについて、就業規則等の明確な根拠規程を書面で整備し、全ての介護職員に周知している。	☐	該当	
○キャリアパス要件Ⅱ (研修の実施等)	イ① 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、介護職員の能力評価を行う。	☐	①又は②に該当	
	イ② 資格取得のための支援の実施	☐		
	ロ イについて、全ての介護職員に周知している。	☐	該当	
○キャリアパス要件Ⅲ (昇給の仕組みの整備等)	イ① 経験に応じて昇給する仕組み ※「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みを指す。	☐	いずれかに該当	
	イ② 資格等に応じて昇給する仕組み ※「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みを指す。ただし、介護福祉士資格を有して就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。	☐		
	イ③ 一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組み ※「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みを指す。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。	☐		
	ロ イについて、全ての介護職員に周知している。	☐	該当	
○キャリアパス要件Ⅳ (改善後の賃金要件)	イ 経験・技能のある介護職員のうち1人以上は、賃金改善後の見込み額が年額440万円以上である。	☐		
	ロ イを満たさない理由 ①小規模事業所等で職種間の賃金バランスに配慮が必要であるため。	☐		

点検項目	点検事項	点検結果	
◎令和8年度特例要件	ア) ケアプランデータ連携システムを利用 (※) ※事務負担への配慮措置として、加算の申請時点では、利用の誓約で可能	☐	いずれかに該当
	イ) 生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡを算定している (※) ※事務負担への配慮措置として、加算の申請時点では、算定の誓約で可能	☐	
	ウ) 社会福祉連携推進法人に所属していること。	☐	
◇職場環境等要件			
入職促進に向けた取組	①法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化		
	②事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築		
	③他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築（採用の実績でも可）		
	④職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施		
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	⑤働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対するユニットリーダー研修、ファーストステップ研修、喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等		
	⑥研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動		
	⑦エルダー・メンター（仕事やメンタル面のサポート等をする担当者）制度等導入		
	⑧上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談の機会の確保		
両立支援・多様な働き方の推進	⑨子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備		
	⑩職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備		
	⑪有給休暇を取得しやすい雰囲気・意識作りのため、具体的な取得目標（例えば、1週間以上の休暇を年に●回取得、付与日数のうち●%以上を取得）を定めた上で、取得状況を定期的に確認し、身近な上司等からの積極的な声かけを行っている		
	⑫有給休暇の取得促進のため、情報共有や複数担当制等により、業務の属人化の解消、業務配分の偏りの解消を行っている		

点検項目	点検事項	点検結果	
腰痛を含む心身の健康管理	⑬業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実		
	⑭短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施		
	⑮職員の身体負担軽減のための介護技術の修得支援、職員に対する腰痛対策の研修、管理者に対する雇用管理改善の研修等の実施		
	⑯事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備		
生産性向上のための取組	⑰厚生労働省が示している「生産性向上ガイドライン」に基づき、業務改善活動の体制構築（委員会やプロジェクトチームの立ち上げ、外部の研修会の活用等）を行っている		
	⑱現場の課題の見える化（課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等）を実施している		
	⑲5S活動（業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備を行っている		
	⑳業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減を行っている		
	㉑介護ソフト（記録、情報共有、請求業務転記が不要なもの。）、情報端末（タブレット端末、スマートフォン端末等）の導入		
	㉒介護ロボット（見守り支援、移乗支援、移動支援、排泄支援、入浴支援、介護業務支援等）又はインカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資するICT機器（ビジネスチャットツール含む）の導入		
	㉓業務内容の明確化と役割分担を行い、職員がケアに集中できる環境を整備。特に、間接業務（食事等の準備や片付け、清掃、ベッドメイク、ゴミ捨て等）がある場合は、いわゆる介護助手等の活用や外注等で担うなど、役割の見直しやシフトの組み換え等を行う。		
	㉔各種委員会の共同設置、各種指針・計画の共同策定、物品の共同購入等の事務処理部門の集約、共同で行うICTインフラの整備、人事管理システムや福利厚生システム等の共通化等、協働化を通じた職場環境の改善に向けた取組の実施		
やりがい・働きがいの醸成	㉕ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善		
	㉖地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施		
	㉗利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供		
	㉘ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供		